

熊本県こども総合療育センターにおける 院内感染防止対策の取組

当センターでは、患者様やご家族、当センターの職員、来院者などに対し、感染症の危険から守るため、感染防止対策等に積極的に取り組んでおります。

感染防止のため、患者様等におかれましては、ご不便をおかけすることもあるかと思いますが、何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

当センターにおける院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当センターの院内感染対策は、院内感染の防止に努め、院内に関わるすべての人を守るために「標準予防策」の観点に基づいた医療行為を実践しています。合わせて感染経路に応じた予防策を実施しています。また、院内外の感染症情報を幅広く共有して、院内感染の危険及び発生に対して迅速に対応する活動体制をとっています。院内感染 対策活動の必要性、重要性を全部署及び全職員に周知徹底し、院内共通の課題として積極的な取り組みを行っています。

2. 院内感染対策の組織体制と取り組み

所長、各所属長等で構成された、対策方針を決定する「院内感染防止対策委員会」を設置し、委員会は原則として月1回、必要時には随時開催します。

3. 院内感染防止対策のための職員に対する教育

年に2回以上の全職員を対象とした院内感染防止対策に関する研修会を開催するほか、必要に応じて臨時研修を開催し、院内感染対策に対する職員の意識、知識及び技術の向上を図ります。

4. 感染症の発生状況の報告体制と取り組み

各部署からの感染症発生報告体制を整え、感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応体制と取り組み

感染症患者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に尽力します。また、必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

6. 患者さんへの情報提供

感染症の流行が見られる場合には、掲示などで広く院内に情報提供を行います。合わせて手洗い・マスク着用などについて、感染防止の理解と協力をお願いします。当センターにおける院内感染防止対策に関する取組事項は院内に掲示し、また、院内感染防止対策指針閲覧の求めがあった場合はこれに応じ、積極的な感染防止対策推進に努めます。

7. その他の当センターにおける院内感染対策の推進のために必要な取組

院内感染防止対策の推進のため「院内感染対策マニュアル」を作成し、職員への周知徹底を図るとともに、最新の科学的根拠や院内体制の実態に基づき、適時見直しを行います。

令和7年5月27日
熊本県こども総合療育センター